

令和元年度 第11回天童市農業委員会総会 会議録

令和2年2月13日(木) 午前10時 第11回天童市農業委員会総会を天童市農業センターに招集した。

1 出席した委員

1番	遠藤市雄	11番	佐藤善治
2番	那須桂子	12番	三宅藤義
3番	熊澤八弘	13番	松田康政
4番	齋藤照一	14番	太田博巳
5番	横山愛	15番	梅津節子
6番	秋保茂男	16番	今野滋
7番	原田洸一郎	17番	細矢幸市
8番	長谷川喜久	18番	佐藤悦雄
9番	片桐久雄	19番	堀越重助
10番	清野貢市		

2 欠員

なし

3 出席した事務局職員

事務局長	武田文敏	事務局長補佐	澤和彦
主任	高橋一成	主事	布施雄基

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事 午前10時00分 開会

議 長 去る2月7日付け天童市農業委員会告示第15号にて招集しました、令和元年度第11回天童市農業委員会総会を開会します。

---

議 長 本日は、全委員出席ですので、ただちに会議を開会します。  
日程第3議事録署名委員を指名します。4番、齋藤照一委員、5番、横山愛委員にお願いします。

---

議 長 日程第4の委員長報告をお願いします。熊澤農地常任委員長。  
熊澤委員 2月7日、第4回農地常任委員会を開催しました。内容は、新設農家2件についてです。詳細については農地最適化調整会議で報告します。

議 長 清野運営委員長。  
清野委員 本日午前9時から第5回運営委員会を開催しました。詳細については農地最適化調整会議で報告します。

---

議 長 日程第5の事務処理報告を事務局よりお願いします。  
武田事務局長 事務処理について総会資料等に基づき報告する。  
総会資料1ページの地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について報告する。  
総会資料2ページの農地改良（畑地への変更）受付状況について報告する。  
総会資料3ページの農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況について報告する。  
総会資料4ページの農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告する。

議 長 事務局から報告がありましたが、質問等ありませんか。  
(質問なし)

議 長 ないようですので次に進みます。

---

議 長 日程第6の議事に入ります。  
承認第13号 議決事件の取消しについてを上程します。事務局の説明を求めます。  
布施主事 総会資料5ページに基づいて説明する。

- 議 長 ただいま説明がありました。ご質問等ありませんか。  
(質問なし)
- 議 長 お諮りいたします。承認第13号についてご異議ございませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、承認第13号について承認することに決定します。
- 議 長 承認第14号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査についてを上程します。事務局の説明を求めます。
- 高橋主任 総会資料6～10ページに基づいて説明する。
- 議 長 ただいま説明がありました。ご質問等ありませんか。  
那須桂子委員。
- 那須委員 17番の案件で、解約事由が貸人:新規就農のためとありますが、貸人は高齢で新規就農者に貸し付けのためと表記した方が分かりやすいと思います。
- 議 長 事務局。
- 高橋主任 事務局内で検討し、よりわかりやすい表現を検討します。
- 議 長 その他質問等ありませんか。  
(質問なし)
- 議 長 お諮りいたします。承認第14号についてご異議ございませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、承認第14号について承認することに決定します。
- 議 長 議第41号 農地法第3条の規定による許可についてを上程します。事務局の説明を求めます。
- 高橋主任 総会資料11～16ページに基づいて説明する。
- 議 長 担当農業委員の説明を求めます。  
1番、2番、秋保茂男委員。
- 秋保委員 1番、2番、申請事由のとおりです。
- 議 長 3番、佐藤悦雄委員。
- 佐藤悦雄委員 農地に入っていく道路がないということで、このたび道路が付いた農地を買うということです。問題ありません。

議 長 4 番から 1 2 番、松田康政委員。

松田委員 4 番、5 番は申請事由のとおりです。

6 番から 1 0 番までは、この場所での営農は難しいのではないかと  
いう結論に至りましたので、慎重審議のほどよろしくお願ひしま  
す。

1 1 番、1 2 番については、申請事由のとおりです。

議 長 1 3 番、1 4 番、1 5 番、片桐久雄委員。

片桐委員 1 3 番、1 4 番、1 5 番、申請事由のとおりです。

議 長 1 6 番から 2 0 番、2 2 番、三宅藤義委員。

三宅委員 1 6 番以外は申請事由のとおりです。

1 6 番は違反転用している方ではないか確認していただきたい。

議 長 2 1 番、片桐久雄委員

片桐委員 2 1 番、事由のとおり問題ございません。

議 長 2 3 番、今野滋委員。

今野委員 受人は、先日新規就農を認めていただいた方で、隣接地を購入す  
るということです。

議 長 2 4 番、佐藤善治委員。

佐藤善治委員 2 4 番は、受人と渡人の農地が隣接しており、境界をはっきりさ  
せるために測量士に依頼したところ、測量に要する費用が 5 0 万円  
ほどかかるということから、費用が高額になるのであれば、境界を求  
めなくても良いようにと売買に至ったという事です。

議 長 全て説明していただきましたが、1 2 ページの 6 番から 1 0 番の  
案件について、ご意見ご質問ございませんか。

熊澤委員 熊澤農地常任委員長から発言ありますか。

熊澤委員 農地常任委員会で現場を確認したところ、耕作するには厳しいの  
ではないかという結論です。みなさんの考え方で許可できるものであ  
れば許可でよいと思っています。

議 長 梅津委員、何かありませんか。

梅津委員 私も現地を見てきましたが、はっきりいって山林の中にあると感  
じ、雑種地というか原野というか、山林の中に杉の木があつて日陰  
になっていました。

ご本人が言うにはそれを倒して柿やかぼちゃを植える計画だとい  
うことでした。個人的には、耕作は厳しいという気がします。

議長 農地常任委員会で現地調査しましたが、元々は山だったところを開墾したような状況で、それがまた山林に戻っているような状況だったということでした。それを農地として認めるには伐採して整地する必要がありますが、申請人は71歳でして、この方に木を切って抜根しなさいというのは酷なのかなと感じました。

仮登記で前もって金を渡してあるということで自分の土地にしたいというような考えのようですが、やはり山林に帰したほうがいいのかというような気がしました。事務局はどうですか。

高橋主任 こちらは農地として使うのは非常に難しいという意見はいただいたのですが、この土地の状況だけでなく、このような土地を農地から外すという場合には農地常任委員会を中心に山林に戻す一定の定義を決めていただく必要があります。その方針を決めてからでないとは判断を下すのは難しいのかなと思います。

片桐委員 私の記憶で申し上げますと、以前も畑を山林に戻したことがございます。今回の案件のような場所を開墾して柿やかぼちゃを植えるなどというのは、常に手をかけていないと耕作ができなくなることが見えています。それを農業委員会で許可していいものか、新規就農者として認めていいものかと考えます。以前山林に戻している経過があるのだから今回もそのようにすべき案件だと私は思います。

事務局で受理するとき、農業委員会でだめなものは受理しないというふうにしてほしい。農地委員会でよしとしたものだけ総会資料に載せるということができないものではないでしょうか。

議長 私も、あの土地を農地にするのは難しいと思います。事務局と農地常任委員会で、再度協議し対応していただければと思います。

熊澤農地常任委員長。

熊澤委員 片桐委員がおっしゃったとおり、受付でしっかり判断いただかないと困ると思います。

なお、本人所有のパワーショベルを見せてもらいましたが、小型機械では不可能です。大きい重機を入れてやる気はあるのかと聞いた所、その考えはないということでした。

議長 20mもある木を伐採するだけでも危険を伴うのに、ましてや抜根なんて。ということで事務局と相談しながら対応していただきたいと思います。その他。佐藤善治委員。

佐藤善治委員　　そうしますと6番から10番までの案件は、今回は議案より削除と考えるとよろしいですか。

議　　長　　高橋主任。

高橋主任　　削除というわけではなくて、保留ということで判断いただければと考えています。

議　　長　　佐藤善治委員。

佐藤委員　　保留ということですが、本人は農地にする気持ちがないというのが正直なところですよ。単に自分が仮登記している土地の所有権移転のための申請ですので、そういう意思がないにも関わらず保留にしておくのは、保留ではなく削除にした方がいいと思います。

議　　長　　片桐委員発言ありますか。

片桐委員　　保留をして、もう少し煮詰めてどうかと考えます。

議　　長　　武田事務局長

武田事務局長　　申請いただいたものは総会にかけなければならないということがございますので、削除はできないということです。詳しくは高橋から説明申し上げます。

高橋主任　　総会議案から削除したらどうかということですが、申込者が耕作する意思が申し込み時点で有り、5反歩以上ある場合は申請を受理せざるを得ません。今回削除するかどうかは今後申請者と話し、本人から取下げの申出があった場合に総会にかけて、正式に取下げをするという形になります。

議　　長　　片桐委員。

片桐委員　　これは農業委員の総意として許可することはできないということで、削除ではなく却下です。それでまた申請するかどうか。

議　　長　　今野滋委員。

今野委員　　上程されたものを認めないという場合に、保留という表現はふさわしくないと思います。保留でなかったら、継続審議という議事の取扱いができるかどうかです。他の案件に関しては全て許可しても、6番から10番はこの総会では継続審議にするというふうになると思います。

総会では許可するか、しないか、継続審議するかの判断しかできないと思いますがいかがでしょうか。

議　　長　　梅津委員。

梅津委員 事務局の考え方としては、この場では農地法関係の議論しかできないと思います。申請者の方とも話しましたが、アドバイスをしてくれる人も新規就農という方法しかないと思っていたとおっしゃっていて、その考えで申請に至っています。実際の本当の目的とは乖離しているといえます。事務局でも農地法のことだけではなくて、こういった方法もあるというような全体的なアドバイスもしていただければと思います。申請者や周りの方にとって何が最良なのかを探っていく場合に実態に即してアドバイスしていただきたいと思います。

議長 熊澤農地常任委員長。

熊澤委員 この件は色々問題ございますので、調査会のおきにも委員の方から非農地にしてもらったらいいのではないかとというようにアドバイスをされていますので、本人も考えていると思います。したがって、この6番から10番は継続審議とさせていただければありがたいと思っています。

議長 事務局なにかありますか。

澤補佐 本件と先ほどの16番の違反転用の確認とありますので、休憩をお願いいたします。

議長 では10分間の休憩といたします。

( 休 憩 )

議長 再開いたします。事務局の報告をお願いします。

高橋主任 16番の受人ですが、違反転用で名前が挙がっていましたので、指導して違反転用が解消された後売買となるよう、継続審議をお願いいたします。

議長 三宅藤義委員。

三宅委員 これは議案から削除にはならないのでしょうか。違反転用した人が新しく農地を買うことを認めるわけにはいかないと思うので、対処してから議案書にのせるべきではないのでしょうか。

議長 事務局

澤補佐 6番から10番、16番に関してですが、綱紀を確認したところ継続審議もありましたので、今回は継続審議にさせていただきたいと思います。上程しそのまま認めるという事ではなく、認める要件がそろった段階で総会に挙げるという形で進めさせていただきた

いと思います。

議 長 熊澤農地常任委員長

熊澤委員 6番～10番の案件ですが、これは地元の松田委員にも何度となく話をし、足を運んでもらって申請された案件です。

申請する前に疑わしきものは調査会を開いて判断をしないと今後こういうことが出てくると思いますので、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

議 長 松田康政委員

松田委員 この件は非常に苦勞しました。判断を下すのが難しい案件も今後出てくると思います。今回のような疑わしきもの及び新規就農は、受付を行う前に仮に申請をいただいて、農地常任委員会等で確認をいただいてから事務局で受理していただければ農業委員としてありがたいと思います。

議 長 今回の6番から10番、16番の案件については継続審議とします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第41号について可決することに決定します。

議 長 議第42号 農地法第4条の規定による許可についてを上程します。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料17ページに基づいて説明する。

議 長 担当農業委員の説明を求めます。片桐久雄委員。

片桐委員 申請者の自宅に隣接した農地で、今はさくらんぼのパイプだけの状態になっています。ここにアパートを建てたいということです。

議 長 次に調査会の説明を求めます。横山愛委員。

横山委員 2月5日に秋保委員と事務局と現地調査をしました。問題はないと判断しました。

議 長 担当農業委員、調査会から説明ありましたが、ご質問等ありませんか。

(質問なし)

議 長 お諮りいたします。議第42号についてはご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第42号について可決することに決定します。



議 長 議第43号 農地法第5条の規定による許可についてを上程します。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料18ページに基づいて説明する。

議 長 担当農業委員からの説明を求めます。1番、今野滋委員。

今野委員 申請事由のとおり問題ありません。

議 長 2番、遠藤市雄委員。

遠藤委員 山口推進員に代理出席をお願いしました。私が事前に現地を確認したところ問題ないと判断しており、山口推進委員からも問題ない案件であると聞いております。

議 長 3番、片桐久雄委員。

片桐委員 先ほどの17ページ申請地の隣接地で乱川公民館の東側になります。申請事由のとおり問題ないと思います。

議 長 次に調査会の報告をお願いします。横山愛委員。

横山委員 調査した3件とも問題ないと思います。

議 長 ただいま説明がありましたが、ご質問等ありませんか。  
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。議第43号についてはご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第43号について可決することに決定します。

議 長 議第44号 令和元年度第10回農用地利用集積計画についてを上程します。事務局の説明を求めます。

議 長 遠藤委員。

遠藤委員 この案件に関連する事項がありますので退席します。  
(遠藤会長職務代理退室)

高橋主任 総会資料20～31ページに基づいて説明する。

議 長 説明がありましたが、ご質問等ありませんか。松田康政委員。

松田委員 20番の方の案件は、1月の総会で3条で許可されているはずですがどういうことでしょうか。

高橋主任 こちら中間管理機構で貸す相手が変更になったということで挙げさせていただきました。

松田委員 1月に3条許可されたものが、再度上程されるのかお聞きします。

- 議 長 事務局。
- 高橋主任 先月の3条許可後に、農林課に中間管理機構の申請があり、二重申請になっておりました。中間管理機構の申し込みが優先されますので、1月の3条許可は来月の総会で取下げという対応になると思われます。
- 議 長 武田事務局長。
- 武田局長 農林課で受け付けたということですが、経過を調べて、今後こういうことがないようにしたいと思います。今回は大変申し訳ございませんでした。
- 議 長 お諮りいたします。議第44号についてはご異議ございませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議第44号について可決することに決定します。
- 議 長 議第45号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案についてを上程します。事務局の説明を求めます。
- 高橋主任 総会資料に基づいて説明する。
- 議 長 ただいま説明がありましたが、ご質問等ありませんか。  
(質問なし)
- 議 長 お諮りいたします。議第45号については、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議第45号について可決することに決定します。

---

以上をもちまして令和元年度第11回天童市農業委員会総会を閉会いたします。

(終了 午前11時50分)